

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	監査委員事務局	整理番号	1
許認可等の種類	事務監査請求代表者証明書の交付			
根拠法令条例等・条項	地方自治法施行令第99条において準用する第91条			
許認可等の概要	<p>事務監査請求は、選挙権を有する者が、選挙権者の総数の50分の1以上の連署を以て、監査委員に対して県の事務及び知事等の権限に属する事務の執行について監査請求をすることができる制度(地方自治法第75条)で、事務監査請求をする場合には、請求の代表者となる者を定め、請求代表者証明書の交付申請手続を行う必要がある。</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>請求代表者が選挙人名簿に登録されている者であり、かつ、長野県監査委員に対して、事務監査代表者証明書交付申請書及び事務監査請求書(千字以内)その他必要な事項を記載した事務監査請求書が提出されていること。</p>			
基準の制定根拠	地方自治法施行令第99条において準用する第91条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に先例がなく、あらかじめ標準的処理期間の設定困難)			
期間の制定根拠				